

請 願 文 書 表

(令和8年9月議会)

受理 番号	受理年月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
2	令和8年 8月31日	市長部局関与型いじめ重大化防止及び支援の条例整備と創設に関する請願	松尾 弘恵	原野実生子 三上 泉 大西 陽春 山木 裕也	(請願の要旨) 亀岡市において、いじめの長期化・重大化を防ぎ、児童生徒の生命、心身の安全、尊厳及び学ぶ権利を守るため、学校及び教育委員会だけで対応を完結させるのではなく、市長部局が関与し、学校、教育委員会、福祉、人権、こども家庭支援、医療、心理、法律、警察、外部専門家等が連携する「いじめ重大化防止及び一貫支援体制」を、条例に基づく継続的な制度として整備することを求めます。 本請願は、一家庭の個別救済を求めるものではありません。いじめは、会議室や報告書の中ではなく、児童生徒が日々通う学校現場で起きています。被害児童生徒が学校に来られなくなり、心身の傷を深め、重大事態調査や報告書によってさらに傷つく前に、早期に安全を確保し、学びと生活を守る制度を求めるものです。 具体的には、別紙1の請願事項のとおり、条例制定、市長部局内の実働型専門部署、何人も申出できる入口、直接聴取、学校・教育委員会への協力要請、緊急安全措置、即時対応できる専任又は加配職員、窓口一本化、履行確認、被害児童生徒の学習権保障、被害家庭への支援、加害児童生徒及び家庭への支援、教職員支援、予防教育、重大事態調査及び報告書による二次被害防止等を求めます。 (請願の理由) 大阪府寝屋川市いじめ監察課や、河内長野市いじめゼログループを視察し、いじめ重大化防止体制は、単なる要綱や担当者の努力に依存するのではなく、条例によって市の責務、申出制度、調査・確認、学校及び教育委員会への協力要請、緊急安全措置、履行確認、再検討手続、人的配置等を明確化する必要があると考えます。条例化により、担当者や首長の交代によって制度が後退しない継続性と、予算・人員配置の根拠を確保できます。 文部科学省ガイドラインは、重大事態を「疑い」の段階から扱い、対象児童生徒の尊厳保持、心のケア、学び	総務文教 常任委員会

					の継続、学校及び設置者の対応検証、再発防止策の検討を求めています。 また、こども家庭庁も、学校外からのアプローチ、首長部局による体制構築、教育と福祉の連携、第三者性の確保を進めています。亀岡市においても、国の方向性を踏まえ、市長部局関与型の早期介入・一貫支援体制を整備する必要があります。 以上の理由により、亀岡市において、いじめの早期介入、被害児童生徒の安全・学び・尊厳の保障、加害児童生徒の立て直し、教職員支援、予防教育、重大事態調査の適正化を一体的に進める市長部局関与型一貫支援体制を条例として整備することについて、真摯に審議していただくことをお願いします。地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。 (請願内容) 1 亀岡市版いじめ重大化防止・一貫支援モデル 本請願は、単に「相談窓口」を増やすことを求めるものではなく、いじめの発生から重大化防止、被害児童生徒の回復、加害側の立て直し、教職員支援、重大事態調査の改善までを一貫して支える制度設計を求めるものです。 ・発生・兆候・申出を把握する ・市長部局専門部署が受け止め、窓口を一本化する ・学校現場で直ちに安全確保・接触回避・必要な人的配置を行う ・直接聴取、資料提出・説明・実地確認への協力要請により事実確認を行う ・是正、緊急安全措置、学習保障、心理的支援、家庭支援へ接続する ・履行確認を行い、安全が回復していない場合は再介入する ・重大事態となった場合は、第三者性・中立性を確保し、報告書による二次被害を防ぐ いじめを子どもの人権侵害として捉える視点は重要です。 一方で、所管部署は啓発・相談中心に限定せず、強い抗議や対立が生じた場合でも、被害児童生徒の安全と尊厳を最優先に、事実確認、緊急安全措置、是正要求、進	
--	--	--	--	--	---	--

					行管理及び履行確認を毅然として行える市長部局内の実働型専門部署（寝屋川市いじめ監察課・河内長野市いじめゼログループ）とする必要があります。 2 即時対応できる専任・加配職員の必要性 学校現場でいじめが起きた直後、担任や管理職だけでは、安全確保、接触回避、別室対応、保護者連絡、記録、学習保障を同時に担い切れません。被害児童生徒に寄り添い、直ちに動ける専任又は加配職員を置くことは、被害児童生徒を守るだけでなく、教職員を孤立させないためにも必要です。 3 条例制定が必要な理由 ・担当者任せ・一時的運用にしないため ・市長部局の責務、申出、調査、協力要請、緊急安全措置、是正、履行確認、再検討を明確化するため ・学校及び教育委員会との役割分担を制度上明確にするため ・専任又は加配職員、専門職、外部アドバイザー等の人員・予算措置の根拠とするため ・首長や担当者が交代しても制度が後退しない継続性を確保するため ・議会による検証、改善、国への意見書提出につなげるため	
--	--	--	--	--	--	--